

氏 名 宮良 博之

登録番号 第 47910001 号

事務所名称 宮良労務管理事務所

事務所所在地 沖縄県那覇市久米1丁目 24 番 14 号
あきひろビル 302 号

所属社会保険労務士会 沖縄県社会保険労務士会

処分内容 戒告

処分理由 自らが代表を務める労務管理事務所(以下「事務所」という。)において、事務所の顧問先であり給与計算業務等を受託していた株式会社Aに係る雇用調整助成金申請に際して、事務所のB事務員が、同申請に添付することが必要な書類である「タイムカード」及び「賃金台帳」を真正の事実と反した虚偽の内容で作成し、これら虚偽の書類に基づき申請書を作成していたにもかかわらず、これを確認することなく、令和2年8月分から令和4年5月分までの間の当該申請書等を、虚偽の内容が記載されたまま、自らの名で沖縄労働局長あて提出を代行したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第2項に定める懲戒処分事由の「相当な注意を怠り、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。